

注 文 書

- 1 契約番号 2026000358

- 2 件 名 令和8年度宮城オルレ大崎・鳴子温泉コース除草業務

- 3 場 所 大崎市鳴子温泉字尿前地内 外

- 4 期 間 契約締結日の翌日から令和8年10月31日まで

- 5 別添書類
 - (1)仕様書
 - (2)参考明細書
 - (3)図面

- 6 担 当 課 大崎市鳴子総合支所地域振興課

仕 様 書

1 件 名 令和8年度宮城オルレ大崎・鳴子温泉コース除草業務

2 業務場所 大崎市鳴子温泉字尿前地内 外

3 業務内容

(1) 刈り払い総延長 1,610m

業務場所詳細（別添地図参照）

①大崎市鳴子温泉字星沼地内（鳴子峡駐車場向かい作業道）延長約460m

②大崎市鳴子温泉字尿前地内（旧鳴子スキー場）延長約245m

③大崎市鳴子温泉字古戸前地内（河川敷入口）延長約110m

④大崎市鳴子温泉字古戸前地内外（河川敷）延長約475m

⑤大崎市鳴子温泉字上鳴子地内（河川敷内の畑）延長約320m

(2) 刈り幅1m程度で人が安全に通れる刈り高とします。集草なし。

(3) 旧鳴子スキー場（花淵山）地内は、歩行に支障がある樹木の枝払い。

4 期 間

令和8年5月から10月末までの6か月。月1回除草すること（計6回）。

5 委託代金の支払い

(1) 委託代金は、業務完了後一括して支払う。

(2) 発注者は上記の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

6 暴力団等の排除について

(1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者

が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

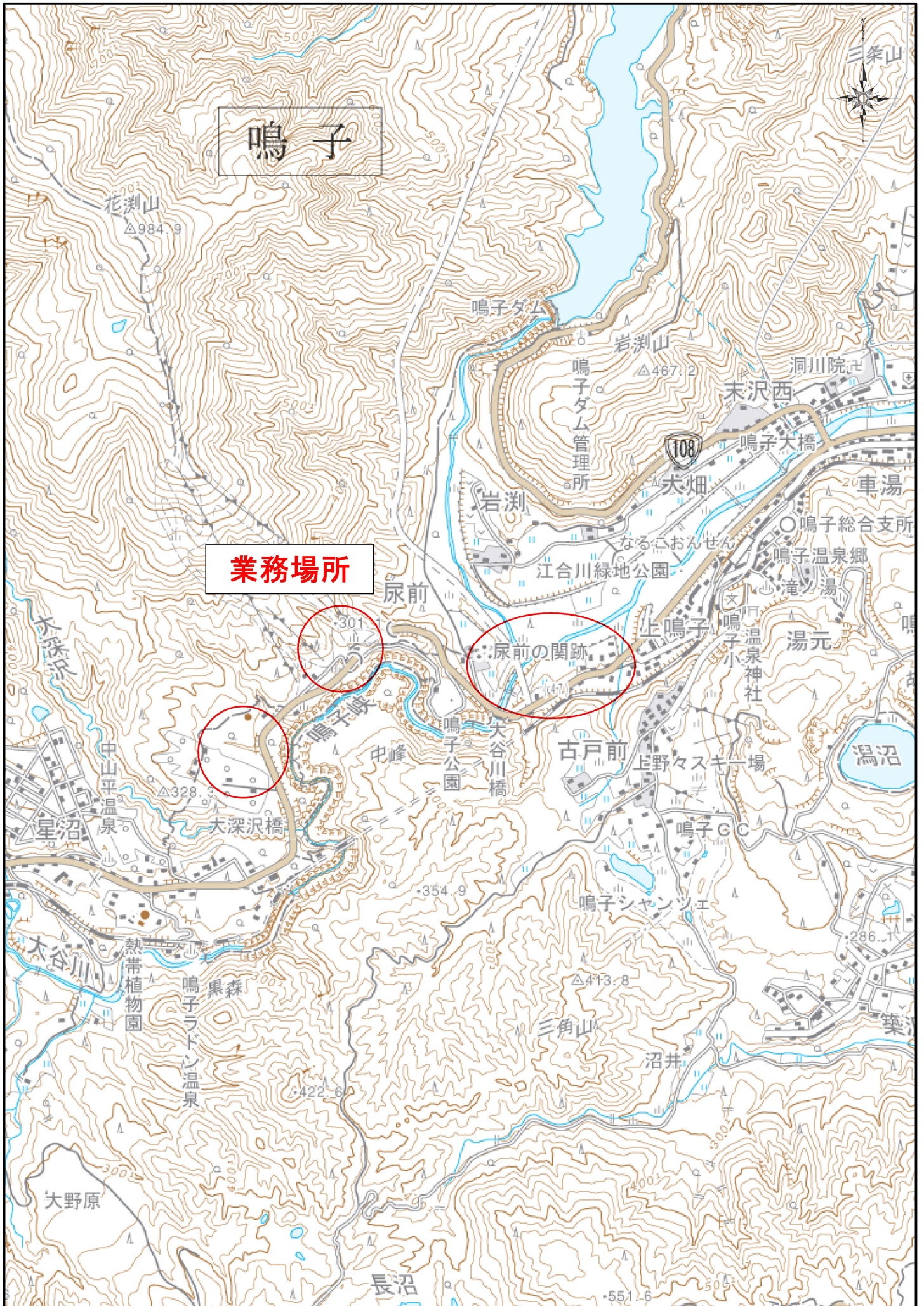
なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

7 被災者等の雇用について

工事等の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

8 その他

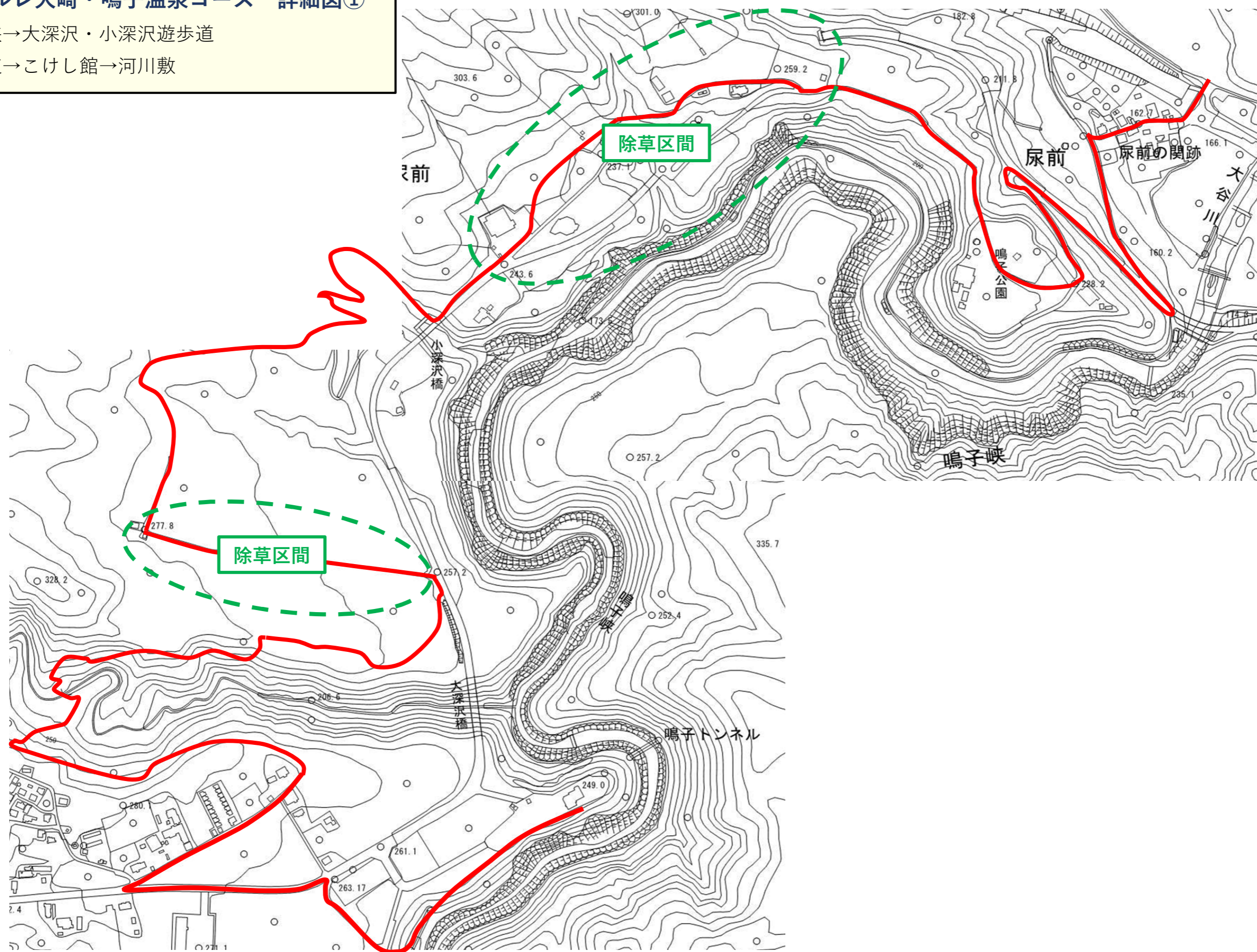
- (1) 本仕様書に明記されていない事項については、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。この場合において協議が整わないときは、発注者の定めるところによる。また、指示されない事項であっても業務の性格上必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。
- (2) 近年ツキノワグマ等の出没が多発していることから、業務の実施にあたっては市の発信する目撃情報や対応方法を確認するなど、安全確保に努めること。



鳴子オルレ大崎・鳴子温泉コース 詳細図①

鳴子峡→大深沢・小深沢遊歩道

遊歩道→こけし館→河川敷



鳴子オルレ大崎・鳴子温泉コース 詳細図②

河川公園→鳴子温泉駅

